

付 録

1 国立学校設置法抜粋

国立学校設置法，昭和24年5月31日公布 法律第150号

第2章 国立大学

第4条 国立大学に，次の表（下）に掲げるとおり，研究所を付置する。

大学の名称	研究所の名称	位置	目 的
東京大学	生産技術研究所	東京都	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化実験

（注）国立学校設置法一部改正により昭和37年3月29日付の官報に4月1日をもって位置の項が千葉県より東京都に変更する旨が公布された。

2 東京大学生産技術研究所規則

昭和37. 6. 19制定

改正 昭和39. 5. 19, 昭和39. 6. 23

昭和40. 6. 22, 昭和41. 6. 28

昭和42. 9. 19, 昭和43. 12. 17

昭和48. 5. 15, 昭和50. 4. 15

昭和51. 4. 10, 昭和52. 4. 18

（目 的）

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「研究所」という）は，国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第4条第一項の規定に基づき，生産に関する技術的問題の科学的総合研究ならびに研究成果の実用化試験を行うことを目的とする。

（所 長）

第2条 研究所に，所長を置く。

2. 所長は，研究所を代表し，その所務をつかさどる。

（研究部門）

第3条 研究所に，次に掲げる研究部門を置く。

応用数学	マイクロ波工学
応用光学	電子演算工学
応用超音波工学	情報処理工学
放射線工学	無機工業化学
材料強度機構学	有機工業化学
動的 material 強弱学	鉄鋼製錬工学
流体物理学	環境計測化学
伝熱工学	工業物理化学

機械力学	複合金属素材工学
流体機械学	環境化学工学
熱原動機学	金属材料学
変形加工学	放射性同位元素工学
船体運動学	交通制御工学
切削工作計画工学	建築生産学
精密工作学	水工学
化学機械学	建築構造学
耐震機械構造学	土木構造学
画像電子デバイス工学	地形情報処理工学
電力工学	生産技術史
画像情報機器学	環境制御物理学
電力機器学	生産施設防災工学
応用電子工学	

(附属研究施設)

第4条 研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

- 千葉実験所
- 計測技術開発センター
- 複合材料技術センター
- 多次元画像情報処理センター

(教授会)

第5条 研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2. 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務部)

第6条 研究所の事務を処理するため、事務部を置く。

2. 事務部に関する事項は、別に定める。

(細則への委任)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

3 東京大学生産技術研究所千葉実験所規程

(設置)

第1条 東京大学生産技術研究所(以下「本所」という)に国立学校設置法施行規則第20条により附属研究施設として、千葉実験所(以下「実験所」という)を置く。

(目 的)

第2条 実験所は、本所勤務の教授、助教授及び講師が主体となって、生産に関する技術的諸問題の研究成果を実用化するための大規模な実験研究を行うとともに本所麻布庁舎ではできない研究を行うことを目的とする。

(実験所の長)

第3条 実験所に、実験所長を置く。

2. 実験所の長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。
3. 実験所長の任期は、2年とし再任を妨げない。
4. 実験所の長は、実験所を代表し、その所務をつかさどる。

(管理運営委員会)

第4条 実験所の管理運営のため、所長の諮問機関として千葉実験所管理運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

2. 委員会に関する事項は、別に定める。

(事 務 室)

第5条 実験所に、実験所の事務を処理するため、事務室を置く。

2. 事務室に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年1月16日より施行する。

4 東京大学生産技術研究所計測技術開発センター規程

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に附属研究施設として、計測技術開発センター（以下「センター」という）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、本所における環境工学に関する物理的及び化学的計測法等の基礎的研究を行い、計測技術の開発を行う。

(機 構)

第3条 センターに長を置く。

2. センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。その任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
3. センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。
4. センターに職員若干名を置く。

附 則

1. この規程は、昭和48年8月23日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。
2. センターの事務は、当分の間事務部総務課で行う。

5 東京大学生産技術研究所複合材料技術センター規程

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に附属研究施設として、複合材料技術センター（以下「センター」という）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、複合材料の複合機構、素材及び加工等に関する基礎的研究を行い、複合材料の開発と有効な利用をはかる。

(機 構)

第3条 センターに長を置く。

2. センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。
3. センターの長の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。

第4条 センターに職員若干名を置く。

附 則

1. この規程は、昭和50年10月6日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
2. 本施設は、昭和60年3月31日まで存続するものとする。
3. センターの事務は、当分の間事務部総務課で行う。

6 東京大学生産技術研究所多次元画像情報処理センター規程

(設 置)

第1条 東京大学生産技術研究所（以下「本所」という）に附属研究施設として、多次元画像情報処理センター（以下「センター」という）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、濃淡、時間、波長等の多次元情報を含む画像の処理およびその応用に関する研究を行う。

(機 構)

第3条 センターに長を置く。

2. センターの長は、本所の教授又は助教授をもってあてる。
3. センターの長の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. センターの長は、センターを代表し、その管理運営をつかさどる。

第4条 センターに職員若干名を置く。

附 則

1. この規程は、昭和53年2月15日から施行し、昭和52年4月18日から適用する。
2. 本施設は、昭和59年3月31日まで存続するものとする。
3. センターの事務は、当分の間事務部総務課で行う。

7 生産技術研究所研究生規程

昭和29. 2. 16 制定

改正 昭和31. 4. 24, 昭和32. 4. 23, 昭和38. 7. 13

昭和41. 6. 6, 昭和47. 6. 27

第1条 生産技術に関する事項につき研究を希望する者があるときは、本所において支障がない限り、研究生として入所を許可することがある。

第2条 研究生として入所を許可する者は、大学学部を卒業した者もしくはこれと同等以上の学力を有する者、または相当の経験を有する者で本所において適当と認めた者とする。

第3条 研究生を希望する者は、所定の願書に履歴書を添えて所長に差し出さなければならない。

第4条 研究生は、所長の指揮監督を受け、本所が指定した教官の指導の下に研究に従事しなければならない。

第5条 研究生がその研究業績を発表しようとするときは、必ず指導教官の承認を受けなければならない。

第6条 研究生として入所を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

第7条 研究生は、その研究期間に応じて、月額3月分又は6月分の研究料を前納しなければならない。ただし、特に多額の費用を要する場合は、別に自弁させることがある。

2. 既納の研究料は、還付しない。

第8条 第6条の入学料及び前条の研究料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）第13条の規定に基づき定められた額とする。

第9条 研究生の研究期間は、1年以内とする。

2. 当初決定された研究期間を経てさらに研究を継続しようとするときはその理由を具して所長に願い出で、許可を受けなければならない。

第10条 研究生は研究期間の終わりに、その研究状況および成果を記載した報告書を指導教官を経て所長に提出しなければならない。

2. 研究生の研究期間が1年以上にわたるときは、1年の終わりにおいてその研究状況の中間報告書を前項に準じて提出しなければならない。

第11条 所長は、疾病その他の事由により、研究を継続することが不適当と認めるときは、その研究生に対し、退所を命ずることがある。

第12条 研究生が期間満了前に退所しようとするときは、理由を具してその旨を所長に願い出なければならない。

附 則

この規程は、昭和47年6月27日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

8 東京大学受託研究員規程 受託研究員制度実施要項

昭和42年7月18日
大臣 裁定
昭和50年3月26日一部改正

(目 的)

第1条 この制度は、わが国産業の進展を資するため、民間会社等の理工系の現職技術者および研究者（以下「現職技術者等」という）に対し、国立大学における研究の機会を与え、その能力のいっそうの向上を図ることを目的とする。

(受託研究員の受け入れ)

第2条 理工系の大学院又は、附属研究所を置く国立大学は、前項の目的を達成するため、民間会社等の受託に応じ、現職技術者等を受託研究員として受け入れることができる。

(資 格)

第3条 受託研究員として受け入れることができる者は、現職技術者等であって、大学の学部を卒業した者又は、大学がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請・許可)

第4条 受託研究員の受け入れは、民間会社等の長の申請に基づき、学長がこれを許可するものとする。

(受け入れ協議)

第5条 学長は、受託研究員の受け入れ許可を行うにあたっては、別紙様式による書類を添えあらかじめ文部省大学局長に協議するものとする。

(受け入れ報告)

第6条 学長は、受託研究員の受け入れを許可したときは、受託研究員の氏名および受け入れ許可年月日を文部省大学局長に報告するものとする。

(研究期間)

第7条 受託研究員の研究期間は1年以内とする。ただし、受け入れを許可された日の属する会計年度をこえることができない。研究の継続の必要があると認めるときは、翌年度においてさらに受け入れを許可することができる。

(研究方法)

第8条 大学は、受託研究員の希望する研究事項を考慮してその指導教官を定め、大学院で行う程度の研究の指導を行うものとする。

(研究料)

第9条 受託研究員の研究料は、文部大臣が別に定めるところにより大学がこれを徴収するものとする。

(受け入れ規程)

第10条 学長は、受託研究員の受け入れ手続きその他必要な事項について別に定め、文部省大

学局長に報告するものとする。

(実施期日)

第11条 この要項は、昭和42年度から実施する。

9 東京大学生産技術研究所受託処理規程

第1条 東京大学受託研究取扱規則にもとづき生産技術研究所（以下「本所」という）に対し、生産技術に関係がある学理的問題または、物品等の研究・試作・調査等を受託しようとする者があるときは、この規程により処理する。ただし、定型的試験・調査については別に定める。

第2条 受託の諾否および受託すべきものについての担当官、その他必要な事項は、所長が常務委員会の議を経て、これを決定し、教授会に報告する。

第3条 常務委員会は、必要に応じて常務委員以外の教授、助教授、その他の職員の出席を求め、その受託研究に関して意見を徴することができる。

第4条 主任担当官は研究を担当することの意義についての所見及び受託費用算定明細書を所長に提出するものとする。

第5条 主任担当官は、受託事項が終了したときは、受託研究完了報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

第6条 受託事項に関する成果の公表は、担当官がこれを行うものとする。

第7条 主任担当官となるものの資格は次のとおりとする。

- 1) 教授
- 2) 助教授
- 3) 講師
- 4) 併任教授
- 5) 併任助教授

第8条 受託事項に関し、工業所有権が発生した場合には、本所、発明者、委託者の三者が協議するものとする。

第9条 受託研究実施に際し、研究補助者を受け入れる場合は、臨時備入人事取扱要領に準じて取扱うものとし、所長が適当と認めた場合には、当該受託研究期間中についてのみこれを許可するものとする。

附 則

この規程は、昭和46年4月21日より施行する。

東京大学生産技術研究所年次要覧

——第32号 (1983年度) ——

(1984年発行)

昭和59年3月31日現在 編 集

昭和59年6月1日 発 行

発 行 所 東京大学生産技術研究所

郵便番号 106

東京都港区六本木七丁目22番1号

電話東京 (402) 6 2 3 1 (大代表)

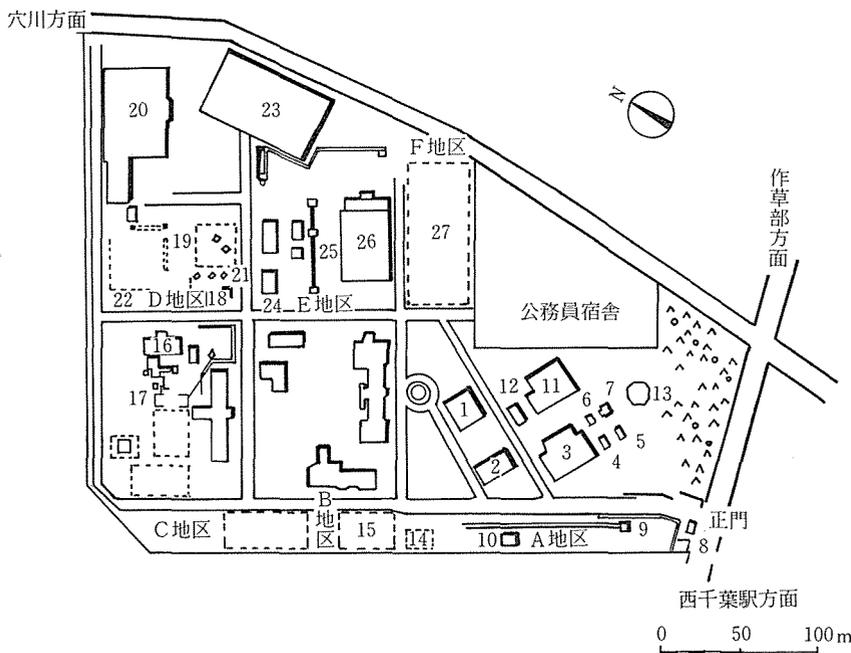
郵便番号 260

千葉実験所：千葉市弥生町1番8号

電話千葉 (51) 8311 (代表)

印 刷 所 倉 敷 印 刷 株 式 会 社

東京都千代田区飯田橋3-4-6



- | | | | |
|-----|-----------------|-----|---------------|
| A地区 | 1 試験工場 | C地区 | 16 溶鉱炉実験施設 |
| | 2 大型構造物振動実験棟 | | 17 溶鉱炉自動秤量装置 |
| | 3 構造物動的破壊実験棟 | D地区 | 18 受電室 |
| | 4~6 同上準備室 | | 19 地震応答観測装置 |
| | 8 正門 | | 20 船舶航海性能試験水槽 |
| | 9 レーザおよびミリ波実験施設 | | 21 応答観測用液体槽群 |
| | 10 危険物倉庫 | | 22 超高压放電実験室 |
| | 11 地震応答実験棟 | E地区 | 23 水工学実験棟 |
| | 13 モデル応答観測塔 | | 24 ポンプ室 |
| | 14 礫子漏洩試験施設 | | 25 水工・海洋実験施設 |
| B地区 | 15 土質工学実験施設 | | 26 津波高潮実験棟 |
| | | F地区 | 27 地盤ひずみ観測施設 |

東京大学生産技術研究所千葉実験所（配置略図）